

ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両に係る特例措置(自動車税・自動車重量税)

施策の背景

- 高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるユニバーサル社会の実現のため、令和3年度に改正されたバリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の導入目標の達成等に向け、**バリアフリー車両の普及を加速させていく必要がある**。
- また、**空港アクセスバス、観光バス等のリフト付きバリアフリー車両**については、通常車両価格より高額であること等によりその普及が低調な状況になっているため、**障害当事者団体及び業界の要望**等により、さらなる普及促進が求められている。
- このようなことから、**バリアフリー車両に係る特例措置を延長**することによって、バリアフリー化を強力に促進する。

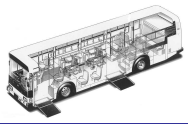


施策の目標

バリアフリー法の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」におけるバリアフリー車両の目標及びバリアフリー化の状況

バリアフリー車両の種類	乗合バス(路線バス・空港アクセスバス等)			貸切バス(観光バス等)	タクシー	
	ノンステップバス	リフト付きバス	空港アクセスバス	ノンステップバス・リフト付きバス	福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)含む)	UDタクシー
目標(令和3~7年度)	約80%	約25%	平均利用者数2000人/日以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。	約2100台	約90,000台	各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする。
実績(令和2年度)	63.8%	5.8%	—	1,066台	41,464台(25,878台)	—

要望の結果

- 特例期間 ①令和5年4月1日～令和7年3月31日(自動車税) ②令和3年4月1日～令和6年3月31日(自動車重量税)

措置対象 税目	ノンステップバス (構造・設備基準に適合した車両)	リフト付きバス(乗車定員30人以上) (構造・設備基準に適合した車両)		リフト付きバス(乗車定員30人未満) (構造・設備基準に適合した車両)	ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー) (バリアフリー性能に優れた車両と認定された車両)
		[空港アクセスバス]	[空港アクセスバス以外]		
自動車重量税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税	初回分を免税
自動車税(環境性能割)	取得価額から1,000万円を控除	取得価額から800万円を控除	取得価額から650万円を控除	取得価額から200万円を控除	取得価額から100万円を控除

特例措置を受けるために必要な書類等

- 新車新規登録時に**対象車両であることを証明する書類**が必要になります。※対象となる車両については、各自動車メーカー又は販売店へお問い合わせください。
- 対象車両がエコカー減税の対象車両でもある場合
自動車重量税：エコカー減税の免税対象車両以外は、バリアフリー減税が適用されて免税になります。
- ※自動車税(環境性能割)については、各都道府県税窓口へお問い合わせください。
- ★対象車両の自動車検査証の備考欄には、「ノンステップバス」、「リフト付きバス」、「リフト付きバス(空港アクセスバス)」又は「認定ユニバーサルデザインタクシー」と記載されます。